1　総則

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年４月１日から平成32年３月31日まで（以下「平成31年度」という。）の教育課程の編成に当たっては，小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）第１章の規定にかかわらず，小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）第１章の規定（第３の１(3)イを除く。）によるものとする。

2　国語

平成30年度及び平成31年度の第１学年から第６学年までの国語の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第１節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学校学習指導要領第２章第１節の規定によることができる。ただし，現行小学校学習指導要領による場合には，平成30年度及び平成31年度の第４学年並びに平成31年度の第５学年の国語の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第１節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず，新小学校学習指導要領第２章第１節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

3　社会

平成30年度及び平成31年度の第３学年から第６学年までの社会の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第２節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新小学校学習指導要領第２章第２節の規定によることができる。ただし，現行小学校学習指導要領による場合には，次のとおりとする。

(1)　平成30年度及び平成31年度の第５学年の社会の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第２節第２〔第５学年〕の２(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し，新小学校学習指導要領第２章第２節第２〔第５学年〕の２(1)ア(ｱ)のうち「世界における我が国の国土の位置，国土の構成，領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え，新小学校学習指導要領第２章第２節第２〔第５学年〕の３(1)アの規定を適用するものとする。

(2)　平成31年度の第３学年の社会の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第２節第２〔第３学年及び第４学年〕のうち，２(1)ア，２(2)ア及びイ，２(4)ア及びイ並びに２(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし，現行小学校学習指導要領第２章第２節第２〔第３学年及び第４学年〕の２(4)の指導に当たっては，現行小学校学習指導要領第２章第２節第２〔第３学年及び第４学年〕の３(4)のうち，「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。

4　算数

(1)　次の表の第１欄に掲げる年度の同表の第２欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては，それぞれ，現行小学校学習指導要領第２章第３節第２に規定する事項のうち同表の第２欄に掲げる学年に係る同表の第３欄に掲げる事項に，新小学校学習指導要領第２章第３節第２に規定する事項のうち同表の第４欄に掲げる学年に係る同表の第５欄に掲げる事項を加え，新小学校学習指導要領第２章第３節第２の規定のうち同学年に係る同表の第６欄に掲げる規定を適用するものとする。

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄	第６欄
平成30年度	第３学年	２Ｂ(1)	第３学年		３(7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
	第４学年	２Ｂ(1)ア	第３学年		３(7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
		２Ｂ(1)	第４学年	２Ｂ(4)イ(ｱ)の	